女性活躍推進法における行動計画

H4 Co.,Ltd.

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。（平成28年4月1日施行）

株式会社H4では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(通称、女性活躍推進法)に基づき、以下の行動計画を策定し、取り組んでいくことと致しました。

1. 計画・実施期間

2025年4月1日～2027年3月31日

2. 目標

①女性管理職比率30%以上を継続維持する

②有給休暇の計画的な取得を促し、取得率80%以上を継続維持する

3. 取組内容

≪上記①に対する取組≫
女性マネジャー、マネジャー候補者に対するトレーニング企画・実施

≪上記②に対する取組≫
計画的な有給休暇取得に向け、休暇を取得しやすい風土を醸成すべく、社内アナウンスを実施する